物　品　購　入　契　約　書

１　名　　　　　称

２　規格形式（仕様）　別紙仕様書のとおり

３　数　　　　　量

４　契約金額　　一金　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　（内消費税額　金　　　　　　　　円）

５　契約保証金

６　納　入　期　限　　　　　　年　　月　　日

７　納　入　場　所　　美作市

　上記の物品について、発注者と受注者は、次の条項により物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　本契約の締結の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上各自１通を保有する。

　　年　　　月　　　日

　　　　　発注者　　岡山県美作市栄町３８番地２

　　　　　　　　　　　　美　作　市

　　　　　　　　　　　　　　美作市長　　　　　　　　　　　印

　　　　　受注者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の納入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の物品を契約書記載の納入期限内に納入し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

３　納入を完了するための一切の手段については、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

９　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（仕様書、図面等による指示）

第２条　仕様書及び図面に明示されていないもの又は仕様書と図面が交互符合しないものがあるときは、発注者及び受注者が協議して定める。

（契約の保証）

第３条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれか掲げる保証を付さなければならない。ただし、第４号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

　(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

　(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する発注者が確実と認める金融機関の保証

　(4)　この契約の債務不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

(5)　契約保証人による保証

２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

３　第１項各号（第５号を除く。）の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の１以上としなければならない。

４　受注者が第１項第３号及び第４号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第36条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金の納付に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

６　契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、既納の契約保証金に対応する契約金額（以下この項において「契約保証金額」という。）と当該増減後の契約金額との差額が保証契約金額の１割以内である場合は、この限りでない。

（契約保証人）

第４条 受注者は、前条第１項第５号の契約保証人を立てようとするときは、受注者と同等以上の資格・能力を有する者１人以上を契約保証人として、所定の様式による保証人承認願を発注者に提出し、その承認があったときは、当該保証人をして所定の様式による保証書を提出しなければならない。

（受注者の死亡等）

第５条　受注者が死亡し、又は資格を喪失したときは、その遺族又は利害関係人は、死亡又は資格喪失後、７日以内にその旨を発注者に届け出なければならない。ただし、発注者において正当な理由があると認められるときは、特に延長することができる。

（権利義務の譲渡等）

第６条　受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

（監督）

第７条　発注者は、必要と認めるときは、随時受注者の契約履行状況を監督指導することができる。

（履行期限の延長）

第８条　受注者は、天災地変その他正当な事由により履行期限までに物品を納入することができないときは、その理由を明らかにした書面により履行期限の延長を発注者に申請することができる。

２　発注者は、前項の申請があった場合は、その事実を審査し、正当な理由があると認めるときは、受注者と協議して履行期限の延長を定めるものとする。

（履行遅延の場合における損害金等）

第９条　発注者は、前条の場合を除くほか、受注者が履行期限までに物品を納入することができないため履行期限の延長を申請した場合において、申請履行期限内に履行できる見込みがあるときは、履行期限の延長を承認することができる。

２　発注者は、前項の規定により履行期限の延長を承認したときは、契約金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延損害金として徴収することができる。

３　前項の場合において、履行期限までに契約の一部を履行したときは、これに相当する金額を契約金額から控除して得た金額を契約金額とみなし計算する。ただし、控除すべき金額を計算できない場合は、この限りでない。

４　第２項の遅延損害金の徴収に係る日数計算については、発注者の責めに帰すべき理由により経過した日数は、控除する。

（物品供給の変更、中止等）

第10条　発注者は、必要があると認めるときは、物品の納入についてその内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、契約金額又は納入期間の変更をする必要があるときは、受注者と協議の上、これを定めるものとする。

２　発注者は、前項の規定により、受注者が損害を被ったときは、受注者と協議の上、これを補償することができる。

（契約金額の変更）

第11条　契約締結後において物価及び賃金等の変動を理由として、契約金額を変更することはできない。ただし、経済情勢の著しい変化その他予期することのできない特別の事情により物価及び賃金に著しい変動が生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、その実情に応じて、発注者は、受注者と協議の上、契約金額を変更することができる。

（契約の変更）

第12条　契約を変更するときは、変更契約書を作成の上、発注者と受注者が記名押印するものとする。ただし、契約変更の内容が軽微なもので、その必要がないと認めるものについては、この限りでない。

（一般的損害）

第13条　物品について、その引渡し前に生じた損害その他契約の履行に関して生じた損害（次条又は第15条第１項に規定する損害は除く。）は、発注者の責めに帰する場合のほか、すべて受注者が負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第14条　受注者は、契約の履行に関して第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責めに帰する場合のほか、その損害を賠償しなければならない。

（天災等による損害）

第15条　天災その他不可抗力により、製造発注物件の完成部分等に損害を生じたときは、発注者は、受注者と協議してその損害額の一部を負担することができる。ただし、受注者が善良な管理者の注意を怠ったと認められるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、火災保険その他損害を補てんするものがあるときは、これらの額を損害額から控除したものを同項の損害額とする。

（納入の通知）

第16条　受注者は、物品を納入するときは、直ちに納品書をもってこの旨を発注者に通知しなければならない。

（検査の種類）

第17条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日から起算して10日以内に検査をしなければならない。

(1)　前条の納品書を受理したとき。

(2)　物品の既納部分を発注者の所有とするとき。

２　発注者は、前項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、随時に検査をすることができる。

（検査の方法）

第18条　発注者又はその職員であって前条の検査を行うもの（以下「検査員」という。）は、あらかじめ検査の日時を受注者に通知し、受注者の立会いの上、検査を行うものとする。ただし、受注者の立会いが得られないときは、受注者の立会いなしで検査を行うことができるものとする。

２　前項の検査は、契約書、仕様書その他の関係書類と対比してその結果を公正に判定しなければならない。

３　検査員は、検査に当たり必要があるときは、物品の一部を抜き取って規格、品質等について検査を行うことができる。この場合において、受注者は、自己の費用でこれを速やかに原状に復し、又は代品を納入しなければならない。

（改造、修補又は代品の納入）

第19条　受注者は、物品の納入検査の結果、不合格品のあるときは、指定期間内にこれを改造若しくは修補し、又は代品を納入しなければならない。

２　受注者は、前項の改造、修補又は代品の納入を完了したときは、直ちに納品書を発注者に提出し、再検査を受けなければならない。

３　前２条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（検査の経費）

第20条　第17条及び第18条の検査に要した費用は、契約に特別の定めがある場合のほか、すべて受注者の負担とする。改造、修補、原状回復又は検査のための変質、変形、消耗、き損の修繕等に要する費用についても、また同様とする。

（所有権の移転）

第21条　納入された物品の所有権は、第17条第１項の検査に合格したときをもって発注者に移転するものとする。

（代金の請求及び支払い）

第22条　受注者は、第17条第１項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従い契約代金の支払いを請求するものとする。

２　発注者は、受注者から請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第23条　発注者は、物品の所有権移転後、当該物品が種類又は品質等に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その物品の無償修理、代品の納入若しくは不足分の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（物品の完納前における既納部分の使用）

第24条　発注者は、受注者の書面による同意を得て、物品の完納前に既納の検査合格品を使用することができる。

（費用の負担）

第25条　物品の所有権移転までに要する一切の費用は、契約に特別の定めがある場合を除き、受注者の負担とする。

（危険負担）

第26条　受注者は、物品引渡し前に生じた損害のうち発注者の責めに帰する理由による場合を除き、一切の損害を負担するものとする。

（発注者の任意解除権）

第27条　発注者は、物品が納入されるまでの間は、次条又は第29条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第28条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　契約期間内に契約の履行をしないとき、又は、その履行の見込みがないとき。

(2)　契約の履行に当たり発注者および発注者の担当職員の指揮監督に従わないとき、又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。

(3)　正当な理由なく、第23条第１項の履行の追完がなされないとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第29条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　この契約の全部を履行することができないことが明らかであるとき。

(2)　受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(4)　契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6)　暴力団（美作市暴力団排除条例（平成23年美作市条例第22号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に売買代金債権を譲渡したとき。

(7)　第31条又は第32条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、支店又は物品納入等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(9)　受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(10)　受注者（受注者が法人である場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

(11)　受注者が自ら又は第三者を利用して、発注者に対して以下のいずれかの行為を行ったとき。

ア　暴力的な要求行為

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ　風説を流布し、偽計又は威力を用いて発注者の信用をき損し、又は発注者の業務を妨害する行為

オ　その他アからエまでに準ずる行為

(12)　前各号に定めるもののほか、契約の相手方、その代理人、支配人その他の使用人が法令若しくは美作市契約規則又は契約事項に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認められるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第30条　第28条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第31条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第32条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　契約の内容を変更したため、契約金額が３分の２以上減少したとき。

(2)　契約の履行の中止期間が契約期間の２分の１を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第33条　第31条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約解除等の通知）

第34条　発注者は、契約の解除等の通知をするときは、受注者に対し、書面により遅滞なく行うものとする。

（契約解除に伴う措置）

第35条　契約が物品納入前に解除された場合において、既済部分又は既納物品があるときは、受注者は、指定期間内にこれを引き取り、原状に復さなければならない。

２　前項の場合において、発注者は、受注者が正当な理由なく指定期間内に原状に復さないときは、これに代わって原状に復することができる。

３　発注者は、第１項の規定にかかわらず、契約が物品納入前に解除された場合において、必要があると認めるときは、既済部分又は既納物品を検査の上、引渡しを受けることができる。引渡しを受けたときは、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。ただし、次条第２項の違約金を徴収するときは、支払金はこれと差し引き清算することができる。

４　第１項および前項に規定する措置の期限、方法等については、契約の解除が第28条、第29条又は次条第３項の規定によるときは発注者が定め、第27条、第31条又は第32条の規定によるときは発注者及び受注者が協議して定めるものとする。この場合において、発注者は、受注者の協議及び立会い等が得られないときは、契約保証人又は相当と認める関係人をもってこれに代えることができる。

５　物品納入後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第36条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　履行期限までに物品を納入することができないとき。

(2)　引き渡された物品に契約不適合があるとき。

(3)　第28条又は第29条の規定により、物品納入後にこの契約が解除されたとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が違約金を徴収する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1)　第28条又は第29条の規定により物品納入前にこの契約が解除されたとき。

(2)　物品納入前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号の場合においては、発注者は、契約金額から既済部分又は既納物品に相応する代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

６　発注者は、第２項の規定により支払われた金額が契約解除により発注者に与えた損害を補填することができないときは、その不足額に相当する金額を受注者から徴収することができる。

７　第２項の場合（第29条第６号及び第８号から第11号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第３条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第37条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第31条又は第32条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第22条第２項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第38条　発注者は、第21条の規定による物品の所有権移転の日から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

７　発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された物品の契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその指示の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（特許権等の使用）

第39条　受注者が本契約の履行にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっているものを使用するときは、別に定めるものを除き、受注者がその使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

２　この契約により受注者が印刷物の制作を請け負う場合にあっては、その著作権は発注者に帰属する。

（紛争の解決）

第40条　この契約について発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者が協議し決定した者に仲裁を依頼しその裁定に従うものとする。

２　前項の紛争解決のために要する費用は、発注者及び受注者が平等に負担するものとする。

（補則）

第41条　この契約に定めのない事項については、美作市契約規則によるほか、必要に応じて、発注者及び受注者が協議の上定めるものとする。